



津市オリジナル交通系ICカード「シルバーエミカ」

令和6年度のポイントチャージは4月25日^木から

問い合わせ 高齢福祉課 ☎229-3156 FAX229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)

対象 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)にシルバーエミカの乗車ポイントを利用した人

受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝・休日を除く)

受付場所 高齢福祉課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

持ち物 本人の氏名が記入されたシルバーエミカ、マイナンバーカード(電子証明書の更新手続きをした人のみ)

チャージについて 令和6年度は、お持ちのシルバーエミカに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分を含め2,500ポイント(1ポイント1円相当)を上限に令和5年度に使用したポイント数をチャージする予定(市議会審議中)です。

※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎている場合はチャージができませんので、有効期限通知書が届いたら、更新手続きを行ってください。チャージは更新手続きの翌日以降に可能となります。



納税管理人の選任をお忘れなく

出国転出するときの個人住民税手続き

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331



個人住民税は、1月1日(賦課期日)現在の住所地で課税するため、年の途中で転出してもその年の個人住民税は、津市に納めることになります。

特に国外へ転出する場合は、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の選任が必要なる場合がありますので「納税管理人申告書」に必要事項を記入し、市民税課へ提出してください。

また、津市へ再転入した際も納税管理人の廃止のため同申告書を提出してください。

納税管理人の届け出がないと公示送達*を行うことがありますのでご注意ください。

*公示送達とは、市役所の掲示場に一定期間掲示し、その期間が経過したときに書類の送達がされたとみなす制度のことです。

■納税通知書が送付される前に出国する人
納税管理人の選任が必要です

■納税通知書が送付された後に出国する人

納付方法		納税管理人の選任
個人納付	全額納付済み	不要
	納めていない税金がある	必要
公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)		必要
給与からの引き落とし(給与特別徴収)		必要 ※出国後も個人住民税が会社の給与から差し引かれる場合や退職時に全額を一括で納めた場合は不要



津市ホームページバナー広告募集

問い合わせ 広報課 ☎229-3111 FAX229-3339

広告掲載料 1枠当たり月額2万円(消費税・地方消費税を含む)

申し込み単位・応募枠 1カ月単位で1社(者)当たり1枠

掲載期間 令和7年3月31日まで

申込期間 随時受け付け

掲載ページアクセス件数 月平均約23万件

※申込方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。

※市ホームページからも申し込み可

